## 第 1章 計画の策定について

## 第1節 計画の概要

第1項 基本理念

## 1 制度の創設

日本は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や国民の意識の変化等、日本の医療制度は大きな環境の変化に直面しています。

支えられる世代が急増し、支える世代が減っていく時代の中で、日本の医療制度の根幹である国民 皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、国民の生活の質の維持 及び向上を確保しつつ、将来的に医療費の伸びをいかに抑えていくかということが、喫緊の課題となっ ています。

この課題に対応するため、平成18年の医療制度改革において、医療費の適正化を推進するための計画(以下「医療費適正化計画」という。)に関する制度が創設され、国及び各都道府県に計画の策定が義務付けられました。

## 2 医療費適下化計画の基本理念

「群馬県医療費適正化計画」は、超高齢社会の到来を見据え、今後の医療の在り方を展望し、「県民の健康の保持」及び「医療の効率的な提供」に向けた取組みを通じて、結果として「将来的な医療費の伸びの抑制(医療費適正化)」が図られることを目指す計画であり、次の2つを基本理念とします。

県民の生活の質の維持及び向上を図るものであること

医療費適正化のための具体的な取組みは、第一義的には、今後の県民の健康と医療の在り方を展望し、県民の生活の質を確保・向上する形で医療そのものの効率化を目指すものでなければなりません。

超高齢社会の到来に対応するものであること

日本の75歳以上人口は、平成17年の1,160万人から平成37年には2,200万人に近づくと推計されており、これに伴って現在は国民医療費の約3分の1を占める老人医療費が、国民医療費の半分弱を占めるまでになると予想されています。

本県においても急激な高齢化が進む中、老人医療費の動向についてみると、平成元年度の約800億円から、平成17年度には約1,800億円まで増加しています。

このような状況を踏まえ、医療費適正化のための具体的な取組みは、結果として老人医療費の伸び率を中長期にわたって徐々に下げていくものでなければなりません。